

第294回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第294回入札監理小委員会

議事次第

日 時：平成25年11月15日（金）14:35～17:15

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 法務省内LANシステム等の更新整備及び運用管理業務（法務省）
- 法務局通信ネットワークシステムの運用管理業務（法務省）
- 消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務（消費者庁）

2. 事業評価（案）の審議

- 民間給与実態統計調査（財務省）

3. その他

<出席者>

(委 員)

石堂主査、井熊副主査、関根専門委員、宮崎専門委員、早津専門委員、
大山専門委員、小尾専門委員

(法務省)

大臣官房秘書課情報管理室 内堀室長、八木専門官、加藤係長、照井係長、柴田係員、
岡本係員

民事局 藤田局付

民事局総務課 大竹調査官、内古閑専門官、横山係長、廣原主任、白石主任

(消費者庁)

総務課情報システム担当 柏原課長補佐、平川係長

(財務省)

国税庁長官官房企画課 加藤課長補佐、高嶋係長

(事務局)

金子参考官

○石堂主査 それでは、ただいまから第294回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、法務省の「法務本省内LANシステム等の更新整備及び運用管理業務」の実施要項（案）、2番目に、同じ法務省の「法務局通信ネットワークシステムの運用管理業務」の実施要項（案）、3番目に、消費者庁の「ネットワークシステムの運用支援業務」の実施要項（案）、4つ目に、財務省の「民間給与実態統計調査」の事業評価（案）、について審議いたします。

最初に、法務省の「法務本省内LANシステム等の更新整備及び運用管理業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、法務省大臣官房秘書課情報管理室内堀室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、議事の都合上、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○内堀室長 ただいま御紹介がありました法務省大臣官房秘書課情報管理室長をしております内堀でございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、「法務本省内LANシステム等の更新整備及び運用管理業務」の実施要項（案）について、事業の概要及びポイントとなります事項について簡潔に御説明させていただきます。

なお、説明に当たりまして、実施要項（案）のページ番号を御案内しますが、お手元の資料の右下に/155という形で一連番号が付されておると思いますので、隨時、そちらのページ番号を申し上げます。

法務省のLANについては、かなり前ですけれども、平成7年度に構築しまして、平成8年度から運用しております。これまで、情報セキュリティ対策等の機能強化やメーカーの保守期限到来による機器の更新は随時行ってまいりましたけれども、全面更新は、実は今回が初めてでございます。併せて、本件調達においては、LANや法務省の個別システムからインターネットや政府共通ネットワークに接続します、いわゆるゲートウェイシステムと呼んでいるのですけれども、そちらも一緒に調達するものでございます。

また、運用管理業務については、一般競争入札に移行した後も、引き続き、構築業者が落札しております、いわゆるベンダロックインの状態が続いております。詳細については、後ほど説明いたします。

本事業においては、LANのシステム構成の不均一を解消するとともに、昨今の標的型メール攻撃等の脅威に対する対策として、最新の情報セキュリティ対策に係る機能を導入の上、適切な運用管理を行うことによりまして、通信基盤としての安定性を確保することが目的となります。

次に、実施要項（案）を作成するに当たりまして、特に配慮したポイントを6点ほど御説明いたします。

1点目として、1者入札を回避して、より公正な競争による調達が実現するように配慮した事項が挙げられます。現行LANの運用管理は、構築業者が独自に開発を行ったシステム

であるため、精通している構築業者でなければ、安全・確実に業務遂行ができない状況となっています。平成23年度までは、構築業者と随意契約を行っていました。平成24年度から調達方式を見直し、一般競争入札に移行しましたが、結局、構築業者が落札しているため、依然として構築業者との契約が継続している状況にあります。

構築業者以外の事業者から、応札できない理由についてヒアリングさせていただきました。そうしたところ、構築業者がいわゆる独自開発を何度も繰り返していることなどから、安定した運用管理を実施するためには、過去の開発を全て精査する必要があります。従って応札は難しくなると。応札できたとしても、過去の開発の精査及びリスク対応の経費を上積みせざるを得ないということで、価格でも技術点でも勝負できないということでございました。

このような事情から、今回の調達に当たりましては、現状の複雑なシステム構成を熟知していなくても、運用管理業務が行えるように、本件調達にいわゆる設計と構築を含める。設計と構築と、それから、運用管理を一体としてやっていただくということです。それから、設計・構築・移行に十分に時間をかけることができるよう、約8か月の設計・構築期間、それから、約2か月の並行稼動、移行期間を確保すること、さらに、特定の技術や特定の製造者に限定されることのないよう、第三者でありますコンサルタント業者の支援をいただきました。こちらの支援をいただきまして、機器や運用などの要件を策定することといたしました。

以上の配慮、工夫によりまして、1者応札を回避して、より公平な競争が実現できるものと考えております。

2点目として、サービスレベルアグリーメントに関する事項が挙げられます。10ページを御覧いただけますでしょうか。10ページの「(2) 確保されるべき対象業務の質」が、イからサに記載がございます。SLAの内容を具体的にはそこに記載してあるわけですけれども、現行のLANに関しては、SLAは実は締結していませんけれども、次期LANについては、運用管理の効率化と品質向上を図ることを目的として、SLAを締結することとしております。また、SLAの要求水準についても、項目によっては、対象機器を限定するなどして、過度な要求水準とならないように、必要最小限のものを設定しております。

次に、3点目として、入札参加資格に関する事項及び各要員に必要な要件に関する事項が挙げられます。お手元の資料の15ページを御覧ください。そこに入札参加に関する事項があるのですけれども、まず、入札参加に関する事項については、市場化テストの趣旨に鑑みまして、参入の門戸を広げるため、品質管理や情報セキュリティなどの必要不可欠な要件のみを記載しています。また、具体的な要件を取得している業者が非常に多いと言われておりますISO9001等としております。

一方、各要員に必要な要件については、92ページを御覧ください。「責任者を含む各要員に必要な要件」があるのでけれども、各要員に必要な要件は、第三者でありますコンサルタント事業者において、現行システムの構築・保守、それから、運用管理に係る要員

のスキルをヒアリング調査するなどしまして、経済産業省さんが策定しました「ITスキル標準（Ver. 3.0）」を活用しまして、統括責任者、リーダー及び要員等に分類した上で、担当する役割に応じて必要最小限の範囲で定めることによりまして、より公平な調達となるよう配慮いたしました。

次に、4点目として、資料閲覧に関する事項が挙げられます。元に戻りまして、17ページを御覧ください。5の(1)に記載してありますが、応札しようとする者は、平成26年4月下旬までの間に資料閲覧を行うこととなります。資料閲覧の開始時期については、そこにはあります3月上旬に官報公告しますということですけれども、その直後に開始することを想定しております。閲覧対象資料の詳細については、仕様書の別紙8、146ページに記載しております。応札しようとする者には、本実施要項（案）及び仕様書（案）と併せて閲覧対象資料を参照していただきまして、現行システムの構成や運用実績を把握していただくことで、本調達に関する詳細な見積りが可能となるようにしています。

次に、5点目として、本事業を実施する者の決定に関する事項が挙げられます。19ページを御覧ください。本調達は総合評価落札方式で実施することとしております。総合評価は、入札価格の得点である価格点に提案内容を評価した得点である技術点を加えて得た数値をもって行います。価格点と技術点の比率は1：1としています。また、加点評価を行うに当たりましては、各評価委員は、総合評価基準表において加点対象とされた項目について、20ページにあります「表6.(3)-1 評価基準」に従って評価することとなります。評価基準については、複数の応札者から提出された提案書を審査する際に、より妥当な点数を与えることができるよう5段階で評価することとしております。

最後に、6点目として、「従来の実施状況に関する情報の開示」に関する事項が挙げられます。実施要項（案）の別紙2、35ページを御覧ください。この部分を記載するに当たりましては、各項目において、年度ごとに数値の増減があるものについて、その理由を注記事項に記載することによりまして、新規参入者においても、現行システムにおける運用実績等の内容が正確に理解できるように留意しております。

以上、簡単ではありますが、「法務本省内LANシステム等の更新整備及び運用管理業務」の民間競争入札実施要項（案）について御説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 まず、法務省さんが、これまでの1者入札を大変問題と考えられて、いろいろな観点から対策を講じられようとしていることに関しては、非常に重要な意義のある取組だなと思います。

その上で、幾つか気がついたところですが、まず15ページの資格のところで、これも非常に簡潔となっていいと思うのですが、(9)の影響度がどのぐらいのものなのかなと。CI0

補佐官のところですね。把握されて書かれているならいいのですが、これがどのくらい競争とか参加者に影響を与えるのかというのは、ちょっと私は分からないので、分かっているのかどうかということをお聞きしたいということ。

それから、もう一つは、次の17ページで、今回のような形でいろいろ工夫をして、新しい参加者を募ろうと思った場合、どうしても新しい参加者はいろいろな検討が入ってくるので時間がかかるという意味であれば、入札の提出期限まではできるだけ長く時間を稼ぎ、その後の評価等で公共が頑張るというようなことをやらないといけないかなと思うのですが、その意味においては、提出期限から落札者の決定までの期間をもう少し縮め、検討の時間を与えたほうが、その可能性が高まるのではないかなどということをお聞きしたいということ。

それから、154～155ページですが、先ほどの20ページの評価基準と併せてやるから、あえてこういうふうにされているのかもしれないですが、評価基準に書かれていることが割と曖昧に書いてあって、これは20ページとの絡みであえて曖昧に書いているのか。ただ、一般論としては、新しい参加者が入ってこようと思うときに、評価基準が曖昧だと、どうしても既存業者有利というふうに普通は見るので、ここの基準は、もうちょっとこういうことを書けばいいんだなということが分かるようにしたほうが、全体としてはいいのではないかと思います。

それから、今回の場合は、私は先ほどのリスクの話で、上積みするから来ないというのがあるのですが、もし、本当に既存業者が強いと思って来ないのだったら、初めから、入札コストをかけて入札の説明会に来ないと思うのです。ほかにももっといろいろな理由があって、まずは法務省さんで、今回は必ず公正な入札を実現するんだという強い意志を表明されてほしいということがあります。

それから、その点については、そういうふうにするのかどうかちょっと分かりませんが、この構築があって、この契約が終わった後に、また、運用を入れでしていくという時期があるのであれば、この契約の後の契約でちゃんと入札が成り立つように、今回の契約者に情報開示義務をきちんと課すということをされたほうがいいかなと思います。

以上です。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○八木専門官 幾つかありましたので、順次、答えさせていただきたいと思います。

まず、15ページの(9)のCI0補佐官の件ですけれども、今、当省に来ていただいているCI0補佐官は、基本的に個人で来られておりますので、その方が実際にどこかに属していたというのは、ここに書いてある、その2年後であるとかそういうところも含めて、ほぼ影響はないものと考えております。これは、当然、通常書く文章ですので、書いておりますけれども、実際に、ここの影響は多分ないのではないかと思っております。

続きまして、17ページの提案書の提出期限から決定までを短くして、最初の入札公告から入札書の提出期限を長くとるほうがいいという、そういうふうなことでしたけれども、実際、最近も別の調達でもやっておりますけれども、入札書を出していただいたときに、

ちょっと補正を求めたりとかする期間も実際にはないと、逆に言うと、現行事業者は分かっているので大丈夫だと思うのですけれども、初めて入るところは、ちょっと微妙な解釈が間違っていたりとか、そのままであるとちょっと適合しないというときでも、補正を求めるこことによってできることもありますので、そういう面からも審査の期間をある程度とったほうがいいのではないかということで、このように考えております。

3点目は、正直、先生のおっしゃることももちろんそういう面があることは承知しております。これも最近あった事例の話とも重なるのですけれども、ネットワークの関係で、広域通信ネットワークの調達で実際に審査したのですけれども、そのときにかなり詳細には書いたのですけれども、こちらが思ってなかった提案が意外とあって、本当は評価したかったところもあったのですけれども、ちょっと細かく書き過ぎていて、それが逆に反映しにくかったという面もありましたので、今回、LANの全面更新は初めてですので、私どもも、どういったものがいいのだという方向性があんまり明確にできなかつたので、こういう表現になったという次第です。

4点目が。

○石堂主査 今回、受注した事業者に、その次のことを考えて、情報開示の義務をきちんと課したらしいかがかかる部分です。

○八木専門官 次の受注者に関する引継ぎ事項は、90ページから91ページにかけて、「(6) 引継ぎ等」の「イ 契約期間満了における引継ぎ」というところで書いてはいるのですけれども、おっしゃるとおり、情報の開示義務というところで明確には載っていませんので、それについては、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○井熊副本査 今の御指摘で大体よろしいかと思うのですけれども、スケジュールのところは、何となく来ているところが、出るか出ないか分からないところが来ているところが「やっぱり出ます」と言って、社内で固めるのに、民間企業で大体1週間やそこらはかかるわけですね。今日来て明日決まるということではなくて、やはり担当の人が来るので、その部門長に上げて、場合によっては役員まで上げて、それで決まるわけですから、いつも来れない人は、それによって1週間とか2週間すぐ食ってしまうんですよ。ですから、1か月半が、資料を作成する実務に必要であったら、それプラスアルファが僕は必要だと思います。

評価のところについては、曖昧さはあえてこうしたのは御説明でよく分かりました。

それから、情報開示義務に対しては、どういう情報を開示するかということを、それは次の人がリスクとか感じないように、こういうものを開示すれば大丈夫なんだというものに入札当初から義務づけることが必要かなと思います。

○内堀室長 あとは、設計図書や何かをしっかり作っておくのはやはり大事な話かと思います。

○井熊副本査 ほかの公共入札もそうですけれども、公共事業とかというのは、一般に公共から情報収集が弱いのですね。それが談合の原因を作っているということもあるので、

そういうことが随契の原因を作っているところがあるので、そのところは、情報があれば、一番競争力があるのはこの瞬間なので、公共側にですね。

○八木専門官 提案書の作成自体については、上旬とか中旬とかいうレベルですので、本当にその辺りでもできるだけ長くしたいと思います。

○内堀室長 スケジュールは、内容を見直しさせていただきます。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

○大山専門委員 2つ。まず簡単なほうから。通し番号105ページの中のシステム図の中で、当省独自システムというのが何か所か出てくるのですけれども、ここに関する、ぱっと見たときに、これは何でどうなっているのだろうというの気になるところだと思うのですね。応札する側はそう思うと思うので、そのところについては、ぜひ分かりやすい形をとっていただけるよう、この図の中に、どこを見なさいでもいいし何か指示をしてあげると、大体こういうのから応札する側は見ると思うので、そこはぜひ検討をいただきたいというのが1点目です。

2点目は、これはちょっと大事な話だと思うのですけれども、先ほどのお考えを伺っていて、なるほどなと思うところはあるのですが、ちょっとお話しになっている中で、自己矛盾とは言わないまでも、何となくそのまま筋が通らない話があるなど実は感じたところです。というのは、今のシステムについて独自に開発をしたと。それによってほかの業者が入りにくかったと。これは確かにそうだと思うのですね。今回の話は、構築を含めて運用ということは、逆に、分離するのをもう諦めて一緒にするという考え方だなと思うわけですけれども、一方、コンサルを入れて云々という話があるときに、では、先ほど言った独自の技術の話については、コンサルの役目は一体何なのか。あるいは、一緒にしてしまうがゆえに、今度は、5年なら5年の期間が前提になっていて、次は総入替えをするという前提でお考えなんですかというような、その辺のところの基本的な考え方がいま一つすっきりしないんですよ。コンサルを入れるのは一体何のためだったのでしょうか。独自の技術を作らないために入れたということではないんですかというような質問にもなるのですけれども、その辺について御回答いただければと思います。

○八木専門官 回答をさせていただきます。

まず1つ目の独自システムの件ですけれども、146ページになります。こちらが資料の閲覧というところで、ここで独自システムについてどういうものかというのを分かるようにしたものを作った形でお渡しする予定にしております。

2つ目の独自開発、それと、コンサル等に関することですけれども、まず、平成7年当初に構築して、その後も順次という話を申し上げましたけれども、平成7年当時のLANは、だんだん民間企業とかでは増えてきていたというような時代で、今だとほとんどのところで入って、いろいろな機能があるのですけれども、当時は、開発する部分が結構多かったというところがあります。なので、ベースの部分、私どもそれほど特殊なことを要求しているとは思っていないのですけれども、過去の経緯として独自開発の部分が多かったとい

うところで、その標準的な製品とは違う動きをしたりするので、そこをどうかというところをコンサルタント業者さんに考えていただきました。ですので、コンサルタント業者の方には、ここは使っている入力は何で、出力は何だというところを明確にさせて、それによって、今後は、開発の余り要らない既存の製品ができるだけ使うことによって、そういう独自開発に係る部分を極力抑えることにします。

さらに、次の事業者さんに行くときも、同じような感じで、ある意味ブラックボックスは多少あってもいいのですけれども、入力と出力というような形で、例えばグループウェアであれば、ちゃんとメールとか掲示板とか、そのデータがちゃんと流用できれば、グループウェアのソフトは別のものを作ってもいいですよと。そのかわりデータは移行してくださいとか、そのグループウェアは、ある意味自分たち独自のものを使ってもいいですと。運用管理とかも、ユーザーを管理する仕組みは、ベンダさんはいろいろ持っているかもしれませんけれども、それはその入力と出力がきっちり合っていればいいので、その途中の開発のところは問わないというような形で、コンサルタントの方に援助いただきまして、こういうような要件を作ったというふうになっております。

○大山専門委員 ちょっと違っているかなと思うのですけれども、要件を作ることにコンサルが入っている。では、ネットワークのシステムを構築するときの要件定義はいいけれども、設計に入った時点で、その中で独自の技術を導入する可能性は見て、そこについてはチェックはしていないということなのでしょうか。それは自由だという考え方だとすると、次のときに、同じシステムを引きずることはもうないという前提でないと、そこで競争性はなくなりますね。

○八木専門官 そこはおっしゃるとおりです。

○大山専門委員 そこは、5年なら5年というふうに、実際には5年なくて、4年ちょっとですけれども、そういうことを前提にお考えになるということなのでしょうか。

○八木専門官 サイクルとしては、そう考えております。ですから、5年たったところで、もう一度同じように。

○大山専門委員 それは国債の関係とかそういうのでそういうふうにお考え。

○八木専門官 そうですね。

○大山専門委員 金額的にどうなるかはありますが、物によっては、再リースしたほうがはるかに安くて、それで問題ない例も多々あるので、それができないような話を最初にお考えなのかというのをちょっと気にしたのですね。確かに、そのやり方も一つの方法だけれども、トータルで見たときに、ライフで見たときに、どっちがいいのかというのは、実はまだあまりはっきりしないのではないかと思うのですよ。

○八木専門官 そこはコンサルタント業者だけではなく、当省のCIO補佐官等とも相談させていただいたのですけれども、その部分については、もちろん中の機械の部分については、再リースのほうが安くなるというところもあります。ただ、実際は、運用管理とかの人工費とかそういったところにすごく取られる部分が多いので、そういった考え方からすると、

5年たったら、また機械も安くなっているだろうし、技術も進んで、そういう管理もやりやすくなっているだろうから、そういうことでそこはすっぱり切ったほうがいいだろうというふうな考えを持っております。

○井熊副主査 どっちにでも振れるというのはできないですかね。それは分からないです。

○大山専門委員 実は分からぬのですね。

○八木専門官 それはおっしゃるとおりだと思います。

○大山専門委員 本来は、独自技術を導入するというのは、各社のノウハウとして、それがその会社の強みになる場合は非常にいいんだけど、そうでない囲い込みのための方法があるのですね。その切り分けをちゃんとするのがコンサルであり、CIO補佐官だと思うのですよ。そのチェックの仕掛けをこの中のどこかに入れるべきではないかなと思うのですね。ですから、簡単に言うと、詳細設計に入る前に、普通は、粗粗の設計の状態でどういうものを使う、どういうソフトウェアの構成にするとかというのをさらすべきだと思うのですね。専門の人には見ていただいて、大丈夫だ、変な物は入ってないというので、その次へ進むのが、それが最初のそもそも上流・下流を分けようと言っていた考え方だったと思うのですね。

この話は、上流・下流をくっつけて、確かに、運用管理とセットにすると、いい面もおっしゃるとおり分かります。だけど、できれば両方とも可能性を維持しようとすると、本当はその中間で一回見るべきではないかな。現に、今、その上流・下流を分離できない例が出ているので、そういう取組をやろうとしているところはほかにもあるのですね。だけれども、最初から最後まで全部1者に任せてしまうのではなくて、やはりどこかに一回切れ目を入れて見るチェックの機能は要るのではないかという議論になっているかと思うのですが、その辺については何か議論はなかったのでしょうか。

○八木専門官 そちらに関しましては、ここには明確に書いてはいないのですけれども、予算要求のところで、工程管理業者の、コンサルタントを雇う予算要求もしておりますので、そちらの方に当然設計の部分は見ていただいて、そういうチェックはしていただく方針ではあります。

○小尾専門委員 多分、法務省さんのお考えとしては、この後ろに、結構詳細な機器とかソフトウェアとか、そういうものを使いなさいということが書かれているので、そういう意味では通常の調達に比べると、多分、はるかに細かいところまで指定されているというふうには認識できるわけですね。

ただ、ソフトウェアというかサーバ類だけではなく、ネットワークの構成とか、例えばアプライアンスを一部使うような話は出ていますが、その場合には機器指定はされてないので、例えばそういうものに関して、何か独自のものを入れられてしまって、その後、管理が大変だったり、移行がなかなか難しいというようなことを多分危惧されていると思うので、そういう意味では、そこら辺に関して、特にここの仕様書の中で機器を指定してい

ないものとか、ネットワークの構成とかに関して、詳細に書かれていない部分に関して、何かチェックが反映できるような仕組みを中に入れられておいたほうがいいのかなとは思います。

○八木専門官 そこは検討させていただきます。

○大山専門委員 さっきのコンサルの話も、明確に契約上書かないとやらない場合がありますので、それでトラブルっている例がほかにありますから、ちょっとそこはぜひ御注意をお願いしたいと思います。

○八木専門官 ありがとうございます。

○宮崎専門委員 通し番号の64ページですけれども、冒頭、御説明いただいた現行のLANシステムに何かブラックボックスのようなものがあって、それが参入障壁になっているのだとすれば、64ページの図にある現行本省内LAN運用業務を切り分けて、別の業務として、上段の構築から運用だけにされたほうが、本当の意味では新規参入が出ると思うのですが、現行本省内LANを一体にしなければならないものなのでしょうか。

○八木専門官 こちらは分かりにくくて、大変申しわけございません。現行本省内LANは別途調達をする予定で、ここは明確に切り分ける予定としております。表現方法については、ここは分かりにくいので、ちょっと工夫をしたいと思います。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

今の図でもいいですけれども、契約では新しいシステムを構築してから、運用がほぼ4年くらいとうたっていますね。そうすると、私は素人ですが、大体普通システム5年と頭にあるものですから、これは債務負担行為の限界から来ているところですか。それとも、さっきもちょっと議論がありましたけれども、5年持つだろうけれども、4年くらいの運用のところで切ったとしたら、その先はどういうふうな契約を想定しているのかなというところです。

○八木専門官 そこは、もう一度同じような5年のサイクルで、再リースであるとか、現行のところを延ばして、それで、もう一度構築のような形がいいのではないかというふうに考えております。

○石堂主査 もう一点は、37/155ページのこれまでの情報公開で、障害対応とかヘルプデスクが全部件数表示になっているのですね。先ほど御説明の中で、146ページの仕様書では、いろいろな資料をどんどん見せますよということになっているので、これで実務上は問題ないのかなとも思うのですが、業者さんが業務量として把握しようとなれば、件数表示はちょっと弱いのではないか。この中にどのくらいの難しいものがあって、どのくらいの業務量があったのかという表示のほうがよろしいのではないかと思うのですけれども、要項の37ページの件数を業務量に変換した開示をするのは、即座に対応は難しいところですか。

○八木専門官 正直申し上げて、1件にどれぐらいというのが明確には記載しておりませんので、どういう対応をしたかというのが分かりますので、そういう事業者が見れば多分分かるのではないかと思うのですけれども、こちらの職員のほうではそこがなかなか分か

らないというところはございます。

○石堂主査 146ページの例えは運用管理支援業務月次報告書とかいろいろ具体的な報告書の名前がありますけれども、これもよほど詳細に見ないと、トータルとしてどのくらいの業務量になるかということは、そう分かりやすいものではないと考えたほうがいいのですか。

○八木専門官 報告書ですので、毎月のやつのどこにそういうものが集中的に書いてあるというふうな区分はありますので、そこで見るときに、それほど大変かとは想定はしておりません。

○石堂主査 過去の業務量を知るための情報開示ということなので、要項のほうも、単なる件数ではなくて、それにどのくらいの人と手間がかかったかということが分かるもので表示すべきではないかなと思うのですね。ですから、今のお話を聞いていると、これをすぐそういうものに差し替えるのは難しいのかもしれませんけれども、そうすると、仕様書のほうに書いてあるものを見たときに、どのくらい見やすいものになっているかというのが一つのポイントになっていくのかなと思いますので、そちらのほうの対応でお考えただけるのかなと。

○八木専門官 はい。その辺りも検討させていただきます。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

○関根専門委員 先ほどの議論に関連して確認です。これは、4年少しという期間で行い、その後は再構築するのが基本とのことをおっしゃっていましたが、そうであるとすると、今後4年間使えるシステムという前提で作られているのかという点です。私も専門でないでよく分からぬのですけれども、システムというのは、一般には、もう少し長く使うような仕様になっていると思っていまして、4年使えればいいものともう少し使えるものというのは、作り方が違うようにも思います。そうであるかどうかはよく分からぬのですけれども、これは4年が前提だということは、全体を見れば分かるようなものなのでしょうか。

先ほど、もう少し使い続ける方法もあるのではないかという議論がありましたけれども、そうであるとすれば、次の方への説明の残し方とかそういうのも全部違ってくるような気がします。その辺りは、一応は考えているけれども、今後使い続けることも考えているから、そんなにはっきりはさせていないのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

○八木専門官 それは、4年直後で変わるとか、もうちょっと延ばしてから変わるとかという、そういうような話でよろしいですか。

○関根専門委員 はい。

○八木専門官 正直言いまして、4年後なので、はっきり分からぬのですけれども、それはその頃が近づいてきたときに、予算要求をするときに検討して、そこで切るのか、もうちょっと延ばした上でやるのかというのは考えたいとは思っているのですけれども、今、明確に延ばすかと言われると、そこはちょっとはっきりはしておりません。

○石堂主査 実は、さっき私が聞いたのも、要するに、4年で積極的に切るんだという意図を持って切ったのか、要求上、5年の国債しかないから、4年目で切れたということなのか、そこだと、そうですねという話になるのですけれどもね。これを意図を持って4年で切ったんですと言うと、もうちょっと使えるはずのものに思うんだけど、4年で切ったんですかという質問につながると思うんですね。何で4年で終わりというふうな契約になったのかということを端的に教えてほしいなということです。行った先で、システムをもうちょっと使えるかもしれませんという話ではなくて、ここでもって4年で契約を切ると、そこまでの契約にするとした理由は何なのでしょうか。

それが、今、関根さんがおっしゃったように、5年以上使えるようにすると、もっと金額が大きくなる。4年で切れば、実はこれも要らない、これも要らないということで安くなる。だから、4年で切ったというなら、それは理屈ですけれども、行った先で使えば使いますみたいな話だと、現時点で、なんで運用開始から4年で契約を切ることに意思決定されたんですかということを聞いているんですよ。

○八木専門官 分かりました。

そこは、今回のは、ある意味本当に再構築自体が初めてなので、次の機器を替えるときのスケジュールが明確に、これが本当に完全なものとはさすがに思っていませんので、そのときに変わるのでないかという想定がありますので、では、今何年と決めるよりは、今回の更新で得た知見とかを次のときに生かすためにはこういうのがいいのではないかというふうに考えております。

○石堂主査 そうすると、どっちかというと、やや安全を見て4年で切るのですという話ですか。

○八木専門官 そういうところも正直あります。

○関根専門委員 あまり長く考えて、大々的に考え過ぎてもいけない、再構築は随分前から行ってないですから、少し短めに考えて行っていると、そんな感じのほうがイメージは合っているのですね。

○八木専門官 そうです。

○関根専門委員 分かりました。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

○井熊副主査 その4年に関してはいろいろあるのですけれども、ほかの例を言うと、完全に切るというのは、そうではなくなってもう少し使うというケースもあるのですけれども、詳細なメモを徹底的に出させるという義務を当初から課しているというケースがあるて、これでITの世界ではそこがどこまで通じるかどうかというのはよく分からない。あえて随契を前提としているという契約のケースもありますね。それは、例えば5年ぐらい契約して、2年随契ぐらいのことを考えていたら、その2年随契のコストは現在のコストで随契しましょうと。そのためのちゃんとコスト表を出して、お互いに契約をしましょうというような例はあります。

○八木専門官 参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○石堂主査 大体よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、本件についての審議は以上とさせていただきます。

事務局から、何かございますか。

○事務局 スケジュールに関しては、入札のほうの期間をなるべくとるような方策を考えていただくというお話と、次への引継ぎの開示について記載をしていただくというようなことが多分議論になったと思いますので、その辺をしっかりとしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○石堂主査 私から若干追加するのもおかしいですけれども、独自開発をめぐる議論がいろいろあって、それについて、間違いないように、コンサルに対する義務づけとかそういうのも充実させるべきだということがあったと思いますので、それも要項の文言の修正という形で御検討いただければと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日の審議を踏まえ、本実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して、各委員が確認した後、意見募集を行うようにお願いしたいと思います。

法務省さんにおかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようにお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかつた事項等がございましたら、事務局にお寄せいただくようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（法務省大臣官房退室、法務省民事局入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、法務省さんの「法務局通信ネットワークシステムの運用管理業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、法務省民事局藤田局付より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は、議事の都合もございまして、15分程度でよろしくお願ひしたいと思います。

○藤田局付 法務省民事局付の藤田でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

従前、冒頭は当局の総務課長が説明をさせていただきましたが、本日は業務で不在でございますので、私が代わって説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今お話をございました、今回御審議いただく、「法務局通信ネットワークシステムの運用管理業務」における民間競争入札実施要項（案）について、まず、私から概略を申し上げまして、詳細については、担当者から御説明させていただきます。

御案内のとおり、この事業につきましては、平成23年7月15日に閣議決定されました公

共サービス改革基本方針におきまして、民間競争入札へ移行することとされまして、その後、本年6月14日に閣議決定されました同方針の別表において、平成26年10月から4年6か月を契約期間として実施することとされたものでございます。

本業務の対象となります「法務局通信ネットワークシステム」は、法務局が所掌しております登記、供託、戸籍、国籍、人権擁護等の業務、それから、庶務、職員、総務、会計等の各種の官房事務を遂行する上で必要となる情報の電子化及び情報処理のシステム化により、事務処理、意思伝達の迅速化・効率化を図ることで、ひいては行政運営の質的向上、効率的な事務処理などといったことを通じた質の高い行政サービスを実現するために、法務局の本局、支局、出張所にLAN端末を配備して、本省と全国の各法務局を結ぶものとして構築をいたしております。

今回御審議いただく実施要項（案）につきましては、先ほど申し上げた「法務局通信ネットワークシステム」が有する機能であります、3点ございますが、1点目がLAN端末によるメールの送受信、2点目が共有ファイルの利用、さらには、3点目がインターネットの接続、そういう点について、サービスを利用するための運用・保守・管理等を行うことによりまして、当省の職員並びに法務局の職員であるユーザーに対して、サービスを安定的に供給することを目的とするものでございます。

こういったものでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

さらに、実施要項（案）の詳細につきましては、担当の者から詳しく説明をさせていただきます。

○大竹調査官 民事局総務課調査官の大竹でございます。私から詳細につきまして御説明させていただきます。

はじめに、資料B-2実施要項（案）がございますが、これは通しのページで1/125という形で入っておりますので、このページで御説明をさせていただきます。

まず3ページでございますが、項目1の「趣旨」でございます。これはここに書いてありますとおり、公共サービス改革法の趣旨を踏まえて記載しております、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項（案）を作成させていただいております。

続きまして、項目2ですけれども、本業務の実施に当たりまして、確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項になります。5ページの図2を御覧いただけますでしょうか。こちらに、「法務局通信ネットワークシステム」の概要図を記載しております。この図はちょっと小さいですから、仕様書の76ページに大きな図がございますので、もしよろしければ、そちらも御覧ください。この図を参照いただきながら、御説明させていただきます。

当省が所管する法務局・地方法務局の本局が50拠点あります、この図の下の左側にございます。それから、右側に支局が264拠点、それから、ちょっとその上のほうに出張所が114拠点、合計約430の拠点がございます。この拠点の中で、3ページに記載がありますとおり、登記、供託、戸籍、国籍、訟務、人権などの行政事務、それから、庶務、人事、総

務、会計などの各種官房事務を行っております。「法務局通信ネットワークシステム」はこれらの事務を遂行する上で必要となる情報の広範な電子化、効率化を図りまして、法務行政運営の質的向上と効率的な事務処理を実現することによって、質の高い行政サービスを実現するために、各庁に本システムの端末、パソコンを配備し、インターネットに接続していない閉鎖型のネットワーク回線、図のちょうど真ん中辺りに「法務局通信ネットワークシステム」とある中にクラウド「雲」があります。法務省情報ネットワーク、こういった閉鎖型の回線によって、これを経由して法務本省と各庁を結んだ全国規模のネットワークを構築するものでございます。これによって情報共有、それから、事務処理の合理化の基盤となっております。真ん中の法務省情報ネットワークについては、これは法務省全体の各部局が共有するシステムがございまして、これは本システムの管理業務の対象外でございます。

本システムの利用者は、先ほど、局付から説明がありましたが、本省を含むこの約430拠点の職員が利用するものでございまして、一般国民の利用はございません。また、本システムの4ページから5ページにかけて記載しておりますけれども、このシステムはクライアントサーバ方式を採用しております。法務本省内に設置しております、この図にもありますが、メールサーバ、グループウェアサーバ、メインサーバと、それから、この図にはちょっと記載がありませんが、法務局の50拠点に設置しております各2台のNAS（ネットワークストレージ）との間で連携をとって運用しています。NASの関係は、4ページの図の中にNASがございますが、こういったものが法務局の中にあるという、そういったイメージを抱いていただければ幸いでございます。

それから、5ページに記載がございますが、グループウェアのソフトとしては、Notesを使用しております。電子メール、電子掲示板、民事情報システム等の各種データベースを利用しております。ちなみに、この端末、クライアント数は全国で約6,000ございまして、Windows7を一応OSとしておりますけれども、今、WindowsXPも使用しております。これは今年度末までに、全てWindows7にバージョンアップする予定でございます。

また、本システムについては、連携している業務系のシステムがございまして、6ページの上のほうに「関連業務システム」とございますが、6ページから9ページにかけて、関連業務システムとして、その概要を実施要項上網羅的に記載をさせていただいております。

ところで、競争性を高めて、複数の事業者の入札参加を促すことがまず大事でございますので、このためには、入札参加希望者に対して、不足のない情報を提供することが必要だと考えております。そのために、運用管理業務の対象となる詳細な機器構成については、この仕様書の中で、お手元の87ページを御覧いただけますでしょうか。87ページから96ページまでにかけて、詳細な機器構成について示しております。これは、従来の一般競争入札よりも詳細な内容を示した形式で示しております。入札公告時には、本年度25年度には、グループウェアサーバの集約作業を実施しておりますが、それも踏まえた最新の機器

構成に関する情報を提供することとしております。

続きまして、運用管理業務の範囲と内容について御説明いたします。

運用管理業務の範囲については、4ページの図1を御覧いただきたいと思います。これを拡大したものが77ページの仕様書の中にもございます。この中で、右上の太い破線で囲まれた部分が運用管理業務の範囲でございます。関連する部分については、参考までに記載させていただいております。

運用管理業務の内容について、9ページから13ページにかけて記載をしております。簡単に御説明いたします。9ページのエの「業務内容」を御覧ください。運用管理業務を実施する事業者には、全体管理業務として、法務局通信ネットワークシステムの運用管理業務計画、これは各種修正プログラム、バッチの適用などに関する計画について、PDCAサイクルにより管理して、定期的にそれらの業務に係る状況に関する報告会を開催いたしまして、主管係に対してこれを報告させることにしております。

それから、本業務のPDCAサイクルの中で、内部プロセス等の運用品質の向上につながる改善可能な事項については、主管係に提案をしていただきまして、定期的に改善活動の実施内容を報告するといった取扱いにしております。

また、9ページの(イ)から10ページの(エ)までの項目について、後ろのほうに括弧書きで（ヘルプデスク業務）と記載されております。これを簡単に説明させていただきますと、事業者は職員から法務局通信ネットワークシステムに関する問合せに対して、支援とか回答をしていただきます。それから、指定外のソフトウェアを導入するための申請と受付を行っていただきます。問合せと申請の手段は、電話やメールによる方法によることにしております。

運用管理業務の対象となる詳細な業務内容については、これも先ほどの機器構成と同じように、仕様書の97ページを御覧いただけますでしょうか。内容については、97ページから100ページにかけて、運用管理業務実施項目として明示をしております。競争性を高めて、複数の事業者の方に入札参加をしていただくためには、入札参加を希望される方に対して不足のない情報を提供することが必要であるといった趣旨で、これも先ほど申し上げました、今年度実施するグループウェアサーバの集約作業後の構成に基づいて、入札公告時には最新の情報を業務内容として示すこととしております。

続きまして、11ページの(4)確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項について御説明します。本システムの運用管理業務については、利用者である職員への継続的かつ安定的なサービスを円滑に提供して、本システムの運用に係る確実な実施を求めるための要求水準を設定しております。

まず第1が、ヘルプデスクの対応に関する要求水準です。11ページの下のほうに記載しております。ヘルプデスクの業務については、職員が本システムを利用するためには欠かせない要素でございますので、この要求水準は、ヘルプデスクの利用者、職員の満足度を定量的に調査することによって、質の高い運用管理業務を確保することを目的として設定

したものでございます。この設定に当たっては、31ページの4の「従来の実施における目的の達成の程度」がございまして、これは、今年の4月に、法務局の職員のうち、実際にヘルプデスクを直接利用する運用担当者に対してアンケートを実施した結果、平均点が77.65点ございました。これに基づいて設定をしておりまして、11ページに戻っていただきまして、ヘルプデスクの利用満足度調査については、年1回アンケートによって実施し、基準点を75点にしまして、これを維持又は向上させることとしております。先ほどの基準にしている点数は75点でございますので、4項目ございますから、例えば1項目が「普通」の60点だとしても、残り3項目で「ほぼ満足」の80点を取れば達成できる基準ということでございます。

第2は、12ページのシステムの可用性に関する要求水準でございます。この要求水準は、サービスの質を定量的に測ることができる水準として、本システムが正常に稼働している時間の比率（正常稼働率）について、一定の水準、99%としておりますが、これ以上であることを求めるものです。

13ページに契約に関する事項がございます。契約の形態は、(5)アのとおり、業務請負契約としております。このほかに、イの契約金額の支払に関する事項、ウからオの改善指示等に関する事項、(6)の減額措置に関する事項を定めております。なお、減額措置に関しては、(7)のとおり、請負者の免責事項を定めておりまして、これに該当する場合は、要求水準が未達成であっても、減額措置の範囲外という形にしております。

続きまして、14ページを御覧ください。「実施期間に関する事項」は、先ほど局付から説明があったとおり、平成26年10月1日から平成31年3月31日までの4年6か月間、これは本年6月14日に閣議決定された公共サービス改革基本方針に基づくものでございます。

続きまして、「入札参加資格に関する事項」について、特徴的なところを御説明いたします。

本業務は情報システムに関する運用管理業務でありますことから、入札参加資格の(9)において、本業務を統括管理する部門が品質管理体制について、ISO9001又はこれと同程度の公的認証を有している組織であること、また、(10)において、本業務を統括管理する部門及び実施部門が情報セキュリティマネジメントシステムについて、ISO27001又はこれと同程度の公的認証を有している組織であることを求めております。なお、この同等程度の判断に当たりましては、提案者から同等程度の資格を有している旨の証明書を提出いただきまして、提案書の審査時において、法務省のCI0補佐官から評価結果の妥当性を得ることとしておりますので、その中で判断していくこととしております。

続きまして、15ページの「入札に参加する者の募集に関する事項」でございます。

(1)の「入札手続（スケジュール）」ですが、アの入札公告とイの入札説明会については、平成26年3月下旬頃を予定しております。また、ケの「開札及び落札者の決定」を、同年5月下旬頃、コの「契約の締結」を同年6月下旬頃を予定しています。この間の期間は、暴力団関係者かどうか、これを警察庁に照会する期間でございます。このスケジュールに

については、より公平な競争環境を構築して、複数の事業者に入っていただこうということで、これまでの市場化テスト前の一般競争入札においては、予算成立の制約から、1か月程度しか確保できなかった前の事業者からの引継期間を見直しまして、新規事業者が十分に参入することのできる期間として、平成26年7月から9月までの3か月間を既存事業者からの引継期間としたいと考えております。これは、これまで年度当初からその業務を開始するためには、予算の財務原案の閣議決定があった後、前年度末に入札を実施しまして、予算成立後の年度当初に契約を締結するという必要があったものですから、引継期間をどうしてもその年度末の1か月程度しか確保できませんでしたが、これを改善するものでございます。

また、情報開示についても、新たに入札参加を希望する事業者が、提案書作成のために必要な資料を閲覧する目的で、従来の運用管理業務の調達仕様書とか、あるいは、契約時に提出を義務付けている定期点検作業報告書とか、運用保守対応状況一覧表、そういう書類であるとか、本システムが提供するサービスに係る設計書等について、もし閲覧要望があった場合には、別途、法務省との間で機密保持契約を締結しまして、当局内の施設に限定をした上で、十分な時間をかけて資料の閲覧をしていただこうと考えております。これにより、新規参入する事業者に対して配慮をしようと考えております。そういうことで、閲覧の対象も、資料の種類も増やした上で、現在の業務がどのような形で実施されているか、これをきっちり見ていただこうというふうに考えております。これにより、従前、1者入札だったこともございましたが、これを複数の事業者に参加いただくように考えております。

続きまして、16ページの項番6の請負者の決定に関する事項について御説明いたしたいと思います。

○藤田局付 業務の関係で退席いたします。

○大竹調査官 請負者の決定については、17ページの1行目にございますが、総合評価落札方式の加点方式により実施する予定でございます。115ページを御覧いただきますと、この評価のための総合評価基準書がございます。これに基づいて審査・評価を行うということでございます。また、技術の評価に当たっては、当省のCI0補佐官の意見を踏まえて決定することとしております。

評価方法については、17ページに戻っていただきまして、価格点が1,000点、技術点が1,000点の2,000点満点で評価することにしております。技術点の加点評価については、17ページから18ページにかけて表がありますけれども、A B C D Eの5段階に区分しまして、17ページ(イ)の「加点の評価方針」がございますけれども、「実現性が十分に担保されていると判断できるか」あるいは「提案者の実績や知見に基づく創意工夫が盛り込まれているか」そういう点について判断しまして、特に優秀な提案については、配点比率を100%、以下80%、50%、20%、0%という形で評価することにしております。従来は価格競争、要するに、予定価格以下で最低の価格の入札者を自動的に契約の相手方として決定する、

いわゆる自動落札方式により実施していたものですけれども、今回新たに総合評価落札方式による入札を実施することとしております。この点についても、評価点において、新規事業者に著しく不利とならないように、5段階に細分化した、一般的には3段階の評価も多いようでございますが、今回は5段階の評価により事業者の提案について審査をさせていただこうと考えております。

それから、19ページの「対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」について御説明します。30ページを御覧いただけますでしょうか。30ページに、「従来の実施状況に関する情報の開示」がございまして、「従来の実施に要した経費」として、平成22年度から24年度までの3か年の契約額（委託費）を記載しております。この中で、23年度の契約額が増加しておりますが、これは注記事項に記載のとおり、効率的なユーザ管理を行うためのユーザ管理システムの環境を導入したことによって増加したものでございまして、以降は、これを職員が実施するという形をとっていますので、24年度は金額が減っております。今回の入札に関しては、24年度と同様の方式をとるという形を考えております。

続きまして、20ページの項目9の公共サービス実施請負者が講じるべき措置に関する特徴的な事項を御説明します。

また、少し飛びますが、26ページの一番下「運用管理業務の引継ぎ」という項目がございますが、民間事業者が対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するためには、契約によって民間事業者が講じるべき措置として、この引継ぎに関する事項を示しています。本事項も、従来実施していた一般競争入札から見直した点でございまして、より公平な競争環境を構築して、複数の事業者の入札参加を促す方策の1つとして設けたものです。これは、本業務を受注することになる民間事業者が、この業務を適正かつ円滑に引き継がれるように、当省から現行の事業者に対して、本業務の開始までの例えば運用管理業務手順書等を使用して、必要な事務引継ぎを実施するように指導などを行うことにしております。実際、26年9月までの一般競争入札における契約、仕様書等においても、引継ぎに関する協力を義務付ける予定でございまして、そういう意味できっちりと新しい事業者が相手方に対して引継ぎが受けられるような措置を講じております。

ちょっと時間もございますので、10番以降の損害賠償責任、その他については、実施要項（案）のとおりでございますので、主要な点について御説明させていただくということで、代えさせていただきます。

説明については、以上で終わらせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 本件は、これまでずっと特定の企業が受注をしているということで、きちんと競争環境を整えなければならないと思います。そのときに、どういう業務が行われて

いるかということと、どういうリスクがあるのか、どれくらいお金がかかるのかということを詳細に提示をしなければいかんということありますが、例えば33ページの作業人日の実績の表がございますね。これは、私の見方がちょっと悪いのかもしれないですが、業務委託事項がありますね。人日が入っているわけですね。ここの人日が何でこの事項で一緒なのかというのがよく分からないということと、それから、これを全部足すと結構な人数になって、これと30ページの経費を比較すると、この人日に対する額はかなり低い額になるのですよ。これだと、どういう業務にどれぐらいお金がかかっているのかというのが分からぬのではないかという感じがしまして、例えばヘルプデスクとかそういうことによって、どれくらい予想しないような業務が発生するかということは、入札する事業者が多分一番気にするところではないかなと思うのですが、もう少し実際にリアリティーのある情報を出してあげる必要があろうかなと思います。

それから、2番目は、14～15ページの入札参加資格ですけれども、(9)～(12)はそれほど問題にならない資格なのかもしれないのですけれども、あえて全員に求める必要があるのかと。ISOなんかは、こういうのをやるのは常識だというのだったら、別に求める必要もそもそもないし、常識でないのだったら全員に求める必要はないし。ということで、(9)～(12)のものをあえて全員に求めているという理由がよく分からないと思います。

以上です。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○大竹調査官 入札参加資格の関係ですが、全員に求めるというのは、これは共同事業体の構成員に求める資格のことです。

○井熊副主査 はい。

○大竹調査官 分かりました。

これはもともと共同事業体、建設工事におけるいわゆるジョイントベンチャーの発想での仕組みだと思いますけれども、共同事業体の結成に関する協定書により、仮にA社、B社、C社が参加したとすれば、A社、例えば親の会社のみが資格を持っていればいいという判断もございますので、これはほかの同種の入札の実施要項などで、もしそういった記載振りをしているものがあれば、それに従いたいと思います。

○石堂主査 業務量の問題はどうですか。

○井熊副主査 ここにあるものを計を全部足すと2万工数ぐらいになります。それで足していくと、1日3,000円とか、ちょっとつらいなという。そこは何か理由があると思うし、多分、業務ごとに全部同じということはないんだろうと思うのです。

○廣原主任 こちらですが、※に若干書いてありますが、この項目、業務委託につきましては、委託全体を委託事項で一括してやっているという実績がございまして、実際に、その人日を割り振るに当たりまして、例えば個別のこの業務に当たってこの月は100、この月は90というふうに示すことがなかなか困難であったので、それであれば、全体の規模での業務量を見ていただくほうがよろしいかなと考えまして、こういった注釈をつけまして、

勤務月別の人日を平準化した形で示させていただいたということでございます。

○井熊副主査 だったら、これは月別に出している意味がないですね。

○石堂主査 この月別の数字そのものは、平均でまいただけにしても、意味のある数字なのです。

○廣原主任 内容的には、意味のある数字ではございます。

○石堂主査 ですから、月別のトータルとしては、例えば22年度の4月であれば、126というのを掛けたものがトータルの人日であるという見方はいいわけですね。

○廣原主任 そうです。

○石堂主査 表示として、こんな表示をする必要はなかったみたいな話ですかね。

○廣原主任 そこは個別の詳細な委託事項がこれだけあって、全体ではこれだけの業務量がありますというのをどうしても示す方向で考えたかったということでございます。

○関根専門委員 これは全部同じ数字が並んでいます。

○石堂主査 掛け算をするのでしょうか。22年度の4月は126があります。

○関根専門委員 掛け算するということは、126ずつかかっているということですか。

そうではなくて、全てを行うのに126かかるということですか。

○石堂主査 一つ一つが平均すると126。

○廣原主任 さようございます。

○井熊副主査 計のところを全部足すと2万弱の工数があるのです。それで6,000を割ると、1工数3,000円なんですね。結構安いなど。

○小尾専門委員 これは分けなくてよかったですのではないかと思います。こういう書き方をするとあれなので、多分、全体ざっくりで、1カ月126人日かかっていますとか、120人日かかっていますという書き方でよかったですかなと思います。

これを書くのだとすると、例えば障害対応とかは件数が書けるはずなので、これは別に入日である必要は多分ないものもあるので、例えばセキュリティパッチの適用作業とかそういうものは、基本的に1カ月に何回やりましたという書き方をしていただければ、特にいいのかなとも思いますので、そこは全体として何人日かかりましたというのと、各作業ごとに、回数が書けるものに関しては回数を書いていただくというのがいいかなと思います。

○廣原主任 そこは、全体の業務量を一括で示した上で、個別の作業項目に関しては、例えば年間何回やりましたとか、これだけやりましたという実績を示していくということですか。

○小尾専門委員 はい。

○石堂主査 結局、形式に余りこだわっていただく必要はない、要するに、民間事業者が業務内容、業務量等を把握できる情報を提供することですから、前こう書いてあったから、無理にそれに当てはめますとかそういう話ではないですね。

そのことが1つと、さっき井熊先生がおっしゃったように、割り算すると少し安過ぎま

せんかというところは大丈夫ですか。要するに、この数字は正しいんですかという意味なんですね。別に間違ってはいないでしょ。

○宮崎専門委員 確認ですけれども、この委託事項の内訳の区分ができないので、この内訳を全て合算した合計値が一月126なのかなと読んだので、逆に言うと、各年度の項目を載せるのであれば、22年度、23年度、24年度に、それぞれ合計という欄をつけて、合計のところにだけ126を入れると、実態に合うのではないかと思います。

○石堂主査 事実が何であり、その事実をどう示すか、その両面においてちょっとチェックをしていただいて、これが、もし合計が126とか103であると、この表は非常に誤解を与えると思うので、そこをちょっと明らかにしていただくということでお願いします。

○大竹調査官 御指摘を踏まえまして、この表については、事業者に対する情報提供の資料として適切なものになるように、見直しを行いたいと思います。

○石堂主査 そういう意味では、先ほど件数の表示のほうがいい項目があるという指摘がありましたけれども、その下のヘルプデスクなんかは、やたら細かいことを聞かれて何時間もかかったケースがあるとか、こっちのほうは逆に件数だけではなくて、どのくらいのボリュームがあったかということが分かるんだったら、それを表示したほうがいい欄だろうなと思うのですね。その辺も含めて、この開示方については、内容の正確さと開示の仕方、両面でちょっと御検討をいただけますか。

○大竹調査官 承知いたしました。ありがとうございました。

○大山専門委員 今回の総合評価方式のこの話ですが、基礎点10点で、加点990になっていて、技術のほうを見ると、こういう配点をするということは、技術点をかなり重要視しているというふうに普通は見えるのですけれども、そこでちょっと、お答えしていただければお考えを教えていただきたいということなんですが、まず、この運用管理の話の中に、技術点をそこまで要求する理由ですね。通常のネットワークと相当違うものがあると何かお考えなのかどうかというのが1点目です。

それに伴って現行の業者は、これで言うと、技術点はどの辺にあるというふうにお考えでこの配点をなさったのかというのを。配点というのは、A B C D Eの話になります。後ろの総合評価基準表を見ると、割と感覚的なものが多いですね。数値でぱっと出てくるような話というよりは、印象とか、提案書の中でも評価する人が、これだったらこれぐらいかなというのはあっても、結構ばらつきが出るかもしれないような感じがするのですが、その辺のところについて、この方法をとった理由を、考え方を少し教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○大竹調査官 まず、価格点と技術点は1：1の配分になっていますけれども、これは一般的な総合評価においては、会計法令等に従う必要があり、加算方式による点数の配分は、通常は1：1という形で実施されております。加算方式を採用した理由につきましては、本件は技術力と提案力の重要性が高い案件であり、その業務実施段階において、品質不良等のリスクを回避すべき要請が大きい条件であると考えておりますので、加算方式を採用

したところでございます。

あと、基礎点自体は、基礎点が取れれば一応合格という形になり、実施要項に示した全ての仕様を満たしたものに基礎点が与えられるわけでございますので、これにプラスして、加点が990点ですけれども、これは、各評価項目に合わせた形で点数配分を考えているところでございます。

○廣原主任 先ほどの考え方のところですが、先ほど説明があったとおり、前回までの入札におきましては最低価格で行っておりまして、今回、総合評価をするに当たりまして、どのような方法によるかと考えたところですけれども、そもそもここの加点評価の方針というところにもありますとおり、民間の創意工夫というところがいろいろな部分で要素として必要になってくるかなというところを優先して考えた結果、別紙123ページにあります総合評価基準表を作るに当たりまして、その配点区分、加点区分、小分類ができる限り民間事業者のほうが、私のところはここに強みがあるといった様々な視点から提案をしていただけるように小分類の項目を作っていましたというところがあります。それに従いまして、加点区分につきましても、我々の受け手側が想定している重要度の区分に応じ、加点区分のところを細分化していく、足し上げたところが、そこに近しい数字になったという経緯がございます。

評価の観点の考え方については、こちらで実際に実績等があるかどうかというところも書かれているところではあるのですが、その点の提案の方法などについては、入札説明会のときに、当方が具体的に十分に説明するところではあるのですけれども、例えばこういうことが提案の中に盛り込まれていればこういう評価になりますよといったところをお話ししていきたいと考えているところです。評価の観点に記載している部分につきましては、基本的に民間事業者がどういう提案をするかという指針を示しているところでございまして、この中で、自分のところは長いことやっていますよとか、こういうところに強みがありますよというところを提案させようと意図して作っているところでございます。現行事業者の提案がされた場合にどのくらいかというところを想定したのは、この評価基準の中にあるとおり、費用面とか安全面、システムの将来性とかをどういうふうに考慮していくかといったところですけれども、ここについては、さほど差はつかないのかなとそもそも考えております。というのは、新規事業者であっても、入ったときに、そもそも改善提案があるだろうといったようなところも想定しております、現行事業者からすれば、BかCぐらいには当たってくるのではないかと考えております。Cからそれ以上かと。Aが特筆して付いてくるかというのは、そこはうがった見方になるかもしれないですが、新規事業者の方が例えばこんな提案をされてきた、非常に優れているということは100点ですけれども、いいんじゃないかなという評価予測なりを考えてこの表を作っているところではございます。

○大山専門委員 まだいろいろと模索中だという感じがするのですけれども、それでも、お考えをある程度教えていただいたので、それで結構ですが、ただ、もともとの話で、最

初に現行事業者がどうかと申し上げた理由は、技術点を非常に重要視するということは、イコール今の事業者に対して十分と思っているか、不十分と思っているかが分かりやすい判断なんですね。だから、そこに対して、その人たちよりも何に対するいい提案をくれたらということになるのですが、一般的には、それは価格点に反映できるのがこういう事業の性格ではないかと。要するに、費用は余計かかるけれども、いい提案をするからもっと変わるというのであれば、もう少し何を要求しているのかを具体的に言わないと、多分分かりにくい。

例えばSLA的なもので言えば、例えば障害が出たときに、3時間で1時間にしてほしいんですけどというような話だと分かりやすいけれども、それと同じような話で見ると、ここに書いてある総合評価の基準表が、まだ非常に漠然としていて、でありながら、990点が加点になっているので、そうすると、これは一体何を望んでいるんだろうというのが、受注側にとってちょっと分かりにくいかな。ですから、どういうことを重要視しているか、高配点になっているというのは、メッセージが明確に伝わることがね。本当は、そうすると、うちはそれに合っていると思う人も出れば、そうじゃないという人も出てくるし。

価格だけじゃないというのは、予定価格を超えたなら別でどうけれども、この990点にかなりの加点があるということは、価格点との勝負で言うと、相当持っていくと思うんですね。基礎点が500点だったらまた別なんだけど、基礎点10点で990だから。そうすると、そのところの考え方。裏を返すと、この業務は特殊なのかなと見ちゃう人もいるかもしれないですね。そういうとつつきやすさみたいな話が変わってくるので、その辺のところを、考え方を明確に分かりやすく伝える必要があるのではないか。何で990なのでしょうかと質問したのはそういう意味です。その辺お分かりいただけると思います。

○大竹調査官 ありがとうございました。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

本実施要項（案）につきましては、本日の審議を踏まえまして、必要な修正を行い、事務局を通じて各委員が確認した後に、意見募集を行うようにお願いしたいと思います。

法務省におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようにお願いします。

事務局から何かございますか。

○事務局 議論をありがとうございました。

情報の開示のところの書き方を考えていただくというふうになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○石堂主査 大山先生の指摘のあったところについても、どこかにちょっと入れていただくという形が必要かと思いますね。

○大山専門委員 非常に単純に申し上げると、技術点を高くしている背景が何かというの

も書いていただきたい。業務の特殊性とか、あるいは、もっと改善点がいっぱいあると皆さんにお考えだから提案を求めているとか、その辺のところはちょっと分かりにくいので、何かメッセージを書いたらよろしいのではないでしょうかという指摘です。

○石堂主査 そういったことでよろしくお願ひします。

また、各委員の先生方におかれましては、本日質問できなかつた事項等がございましたら、事務局にお寄せいただきますようにお願いいたします。

それでは、本日は、どうもありがとうございました。

(法務省退室、消費者庁入室)

○石堂主査 それでは続いて、消費者庁の「ネットワークシステムの運用支援業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）につきまして、消費者庁さんから御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は、議事の都合もございまして、15分程度でまとめていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○柏原補佐 消費者庁の柏原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回、消費者庁の「ネットワークシステムの運用支援業務」における民間競争入札実施要項（案）を御説明させていただければと思います。

早速ですが、実施要項（案）をごらんになつていただければと思います。一番上の「趣旨」から御説明させていただきます。この運用業務においては、この実施について、透明かつ公正な競争のもとで、民間事業者の創意と工夫を適切に反映することにより、国民のためにより良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものであるということを大前提としております。こちらを踏まえて、今回、公共サービス改革基本方針において、民間競争入札の対象として選定された当庁の行政ネットワークシステムの運用業務支援。この方針に従いまして、民間競争入札実施要項を定めております。

この運用業務の対象となるシステムの説明が2の(1)に記載させていただいております。当庁の行政LANサービスでございまして、消費者庁の事故情報を一元管理、一元的に収集したりとか、あとは、原因究明とか、対応を迅速に行いますと。こういう業務に耐えられるような情報システムの導入が必要となっております。今現在も、大規模災害発生時とか、そういう場合にもサービスが継続できるような形で消費者庁のLANは整備されているところでございます。次期のLANシステムを別途調達をかけておりまして、平成26年7月31日までには調達をする予定でございます。現行のLANシステムもそうですが、次期のLANシステムについても、本件の運用業務ということで考えておるところでございます。

実際の運用業務の内容になりますが、別添1の消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務の仕様書を基本としております。そちらのほうは参照せずに、時間も短いので、ここに記載させていただいている内容を一旦御説明させていただければなと思います。

①の「運用統括業務」は、運用をするに当たつてのマネジメント業務になります。全体管理、関係者との調整とか、進捗、課題、利用統計の報告等、一般的なマネジメント業務

となります。

②の「行政端末運用業務」は、業務で府内の利用者からのお問い合わせいただいた対応とか、消費者庁は人事異動がちょっと激しくて、府内・府外問わず人の出入りが多いものですから、そういったところの対応作業も、セキュリティポリシーに基づいた運用を行いますというところです。

めくっていただきまして、③の「ヘルプデスク業務」は、問い合わせを受けたときに、障害対応の受付等々も含めて、ここの一次受けをベースに考えてございます。

④の「アカウント管理業務」は、先ほど、人の出入りが多いと申し上げましたが、そこでのアカウントの発行とか、場合によっては再発行とかというところの業務を想定しております。

「ホームページ運用補助業務」は、消費者庁のホームページは情報がメインですが、業務上とても大事なシステムになっておりまして、情報の発信等々が非常に多いというところの、こちらのページの作成支援とか、コンテンツのアップとか、そういったところの作業をする管理業務になります。

「プリンタ運用業務」は、プリンタも替える都度用意させていただいたりとか、あとは、スポットで作られたチームとかに、プリンタを一時的に貸出をするとか、出張時に、持ち運び用のプリンタを貸し出したりするという業務になります。

⑦、⑧に関しては、運用チーム内で、しっかりトレーニングとかをちゃんととしていただくことを想定しております。「運用設計業務の見直し」は、途中途中で、LAN上のネットワーク構成は微妙に変わったりとかするケースがありますので、そちらのほうの設計管理等もしていただくことを想定しております。

それから、レイアウト変更ですね。組織改編が多かったり、人の出入りが激しい関係で、そういうレイアウトの見直しに応じたネットワークの変更とか、そういったところが想定されております。

上記にかかる運用のためのドキュメントの維持管理になります。

ウの「運用準備」は、資料の委員限りの【参考】で、右側の「次期運用支援業務」と書いてあるところの一番下に【運用準備】業務を今回追加しております。こちらは何を指しているかといいますと、一旦は現行の運用業務を引き継いでいただくのですが、次期システムの切りかえの時期が26年7月末までを想定しておりますので、そこで運用を切りかえていただくための準備業務も併せて御対応いただくことを想定しております。具体的な内容に関しては、①の「現行ネットワークシステムに対する運用業務」です。②の「テスト支援」という形になります。次期システムの賃貸借事業者が作成するテスト計画等々が、実施する総合テストのうち、運用にかかる業務のテスト項目の実施の支援を行っていただくことを想定しております。

それから、運用業務の移行です。次期システムの調達をお受けしていただいた事業者のほうで用意していただく移行関係の設計書、計画書に基づきまして、こちらどおりに運用

業務も併せて行うことを想定しております。運用業務の設計内容の調整等も併せて行っていただくことを想定しております。

「教育」も、次期の機器の賃貸借事業者が作成する教育計画書に基づきまして、次期消費者庁LANに対する運用業務の設計内容の教育を受けていただくことを想定しております。

それから、「運用業務設計の支援」も、機器賃貸借事業者が実施します運用業務の設計に必要な、現行の運用業務をやっていただくことになりますので、そちらの情報の提示等の支援とか、内容の改善等を望む声が出ている箇所とか、そういうところの提示をしていただくことを想定しております。

(2)の「確保されるべき対象業務の質」は、今現状どおり、確実に業務を実施していただくところと、利用者への継続的かつ安定的なサービスを提供していただくことを考えています。この観点から、1ページにもありましたけれども、消費者庁LANの業務を実施するに当たって、受注者が確保すべき公共サービスの質は次のとおりと記載をさせていただいております。こちらの業務内容は、1ページに記載されていたものになります。

イの「消費者庁LANのサービスレベル」は、以下のとおりで考えております。まずはヘルプデスクですので、問題解決率は90%以上と設定させていただいております。現行、実績としておおむね90%以上を達成しておりますので、このとおりの数値を想定しております。こちらに関しては、即時の解決が難しい場合に関しては、もちろん、協議・検討が必要なものに関しては、別途、課題会議とかといったところで対応するということにしております。

それから、人事異動に伴う端末の移動とかいったところは、なるべく早くに申請いただいたりとかするということはしているのですが、即日対応するケースもあるのですけれども、基本的には、原則、3開庁日以内には対応できるという前提にさせていただいております。

それから、ウの「ヘルプデスク利用者満足度調査の結果」は、別添8でも満足度調査のヒアリングの内容をつけさせていただいておりますが、こちらの詳細な説明は割愛させていただきまして、このアンケートについて、基準スコアとして75点以上を維持することというふうに定義づけをさせていただいております。こちらは、内閣府様の過去の事例に倣った形で75%と定義をさせていただいております。問い合わせを受けてから回答までに要した時間とか、回答の手順の説明の適切さとか、手順に対する結果、ちゃんと解決していただけたのかとか、解決方法が適切だったのかとか、そういうところが記載されております。あとは、誠実に応対できたかというところも記載の内容になっております。点数は、「満足」「ほぼ満足」「普通」「やや不満」とか、こういった形で、平均スコアを算出した上で、75点を想定しております。

めくっていただいて、「セキュリティ上の重大障害件数」ですけれども、個人情報とか機密情報とか、その他、契約履行の際に知り得た情報の漏えいとか、今まで0件で推移してございます。こちらも「0件であること」とさせていただいております。

(3)の「契約金額の支払いに関する事項」に関しては、記載のとおりという形で、割愛させていただければと思います。

それから、3の「実施期間に関する事項」は、業務請負契約の契約期間は、契約日から平成29年12月31日までとさせていただいているところです。

通し番号の7ページの4の「入札参加資格に関する事項」は、(1)(2)(3)に関しては、記載のとおりでございます。

(4)の入札参加資格については、25・26・27年度の競争参加資格の全省庁統一資格の「役務の提供等」について、AまたはBの等級に分けて格付けされているものであることとさせていただいております。

(5)(6)(7)に関しても、記載のとおりでございます。

(8)(9)(10)(11)に関しては、公の認証資格になります。(8)はISO/IEC情報セキュリティ管理の資格に関して言及させていただいている。もしくは同等の資格です。(9)に関しては、LANの運用業務をやっていただくところで、プライバシーマークの付与認定を取得していることとさせていただいている。(11)に関しては、環境マネジメントということで、こちらの公的認証の取得も想定しております。

(12)に関しては、実績になりますが、当庁は全府員合わせても500人規模程度というところで、過去5年間にシステムの運用業務を受け取った実績があることとさせていただいている。

(13)は、記載のとおりとして、割愛をさせていただきます。

(14)については、1者でこの運用業務を展開できるかどうかというところは、なかなか難しいところもあるかとは思うのですが、ここは共同事業体としての参加を認めているというところでございます。

それから、5番目の「入札に参加する者の募集に関する事項」の入札手続（スケジュール）も、記載のとおりです。

それから、通し番号の8ページの(2)の「入札書類」も、記載のとおりということで、割愛させていただければと思います。

それから、通し番号9ページの6の公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項ですが、(1)の「評価方法」は、最低価格落札方式を想定しております。

(2)の「落札者の決定」に関しては、通し番号67ページの別添2をごらんいただきたいのです。こちらに関しては、機能証明を作成していただくことを想定しております。こちらで、実現できるという形で記載いただいたものを評価しまして、合否を決めさせていただこう予定であります。

9ページにお戻りいただいて、「落札者の決定」に関しては、記載のとおりですが、先ほどの別添2の提案依頼書の内容で問題がない上で、最低価格落札方式を考えてございます。

(3)も割愛させていただきまして、(4)も記載のとおりになっております。

通し番号10ページの7の「公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項」については、通し番号16ページの別紙1に記載がございます。1の「従来の実施に要した経費」、あとは、人数、施設及び設備と、目標達成の程度で、従来の実施方法を開示させていただいております。現行の運用業務から次期LANシステムに切りかわった場合には、16ページの1「従来の実施に要した経費」の（注記事項）の下から4行目を見ていただきたいのですが、3つの運用支援業務が削除される予定であります。削除されたものは、実際の賃貸借のほうの調達と併せた管理業務に移管される予定であります。具体的にはシステム管理業務になります。ネットワーク管理、サーバ管理、行政端末業務のうちの修正ソフトウェアの配布とか、システム管理業務の設計の見直しとか、冗長構成、システムの構成の切りかえテストとか、こういったところは省かれる予定でありますので、より実際の運用に近い形になりますので、このことを踏まえても、入札参加の障壁のハードルは若干下げられているかなというところでございます。

通し番号の10ページに戻っていただいて、8番の「公共サービス実施民間事業に使用させることができる国有財産に関する事項」で、9番の「公共サービス実施民間事業者が、本業務を実施するに当たり、当庁に対して報告すべき事項」、以下、ちょっと割愛させていただくのですが、9番の事項を見ていただきまして。通し番号14ページの10番。ちょっと長いので、詳細は割愛させていただきたいのですが、責任に関する事項、11番の評価に関する事項、通し番号15ページの12番、その他公共サービスの実施に関し必要な事項等々に関しては、記載のとおりとなっておりまして、説明は割愛させていただければなと思います。

本件の入札の実施要項（案）に関する説明は以上になります。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、今の御説明について、御意見・御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 この事業は、現状のシステムから次期システムへの移行が行われる時期にやるわけですね。

○柏原補佐 はい。

○井熊副主査 移行に関するところの記述が、ぱらっと見たところでは十分なされていないような感じがしていて、そうだとすると、現行のシステムを運用している人でないと、どういう移行の業務が発生するのかというのが想定できなくて見積もれないのではないかという感じがします。

それから、業務の質のところは、問題解決とか、ヘルプデスクの満足度ということだけではなくて、もっと定常的な業務をどうやって管理するのかという指針が必要なのではないかという感じがします。

それから、7ページの資格に関しては、(9)(10)(11)(12)は、共同体としてやった場合に、全部

の人に要求する必要はないのではないかという感じがいたします。

それから、最後の機能証明書がありますが、最低価格落札方式で、機能証明で○か×かつくことになっていて、対応が不可となった場合はどうするのかというのがよく分からなかつた。

以上です。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○平川係長 かわりまして、お答えさせていただきます。平川と申します。

順番が定まってなくて、大変申しわけないですけれども、最後にいただきました機能証明書ですけれども、通し番号の70ページに、同じ提案依頼書の中の3「留意事項等」の(2)「留意事項」のカ、キ、クに御質問いただいたことの回答に当たるものが記載してございます。

○井熊副主査 だとしたら、別に仕様書として書いておけば済むことですね。業務仕様書とか契約書とかの条件として書いておけば、機能証明として出す意味がどこにあるのかなと思います。普通、仕様書と書いてあたら、仕様書は守らないと不履行になってしまふから、それをあえて確認するという手続だということですか。

○平川係長 そうですね。

○石堂主査 その他の点はいかがですか。

○柏原補佐 こちらも回答の順番が前後して恐縮ですが、通し番号7ページの「入札参加資格に関する事項」の(9)(10)(11)(12)は、共同企業体としてというところで、全参加事業者様がこちらの資格を必要かというところですが、こちらは、全てを満たしていただきたいのは、代表者の事業者様にこちらのほうを満たしていただきたいという記載が(14)に記載させていただいております。構成員に関しては、上記の(1)～(3)及び(5)～(13)のところですね。

○井熊副主査 これだと入るでしょう。

○柏原補佐 大変失礼いたしました。ちょっと認識違いがございました。

○石堂主査 全部必要なのは代表者だけであって、それ以外は、限定的にこれとこれでいいですよということを書こうとしたということですか。

○柏原補佐 御質問の内容は(9)(10)(11)(12)。

○石堂主査 共同事業体を形成したときに、全部に対して全部の要件が要るのですかというところが疑問点ですから、今おっしゃったように、代表者は上記の全てを満たす者であります。

○柏原補佐 はい。

○石堂主査 それに対して、代表者以外の者は、上記(1)～(3)、(5)～(13)は全部満たせという、この記載内容は、それはそれで正しいということですか。

○柏原補佐 このように考えております。

○石堂主査 それは全部必要なのですかというのが、井熊副主査の質問の趣旨かと思いま

○柏原補佐 (9)(10)(11)に関しては、消費者庁のLANを運用していただくことを考えまして、個人情報、機密性の高い情報の取扱いをすることを想定しておりますので、プライバシーマーク、あと、品質管理ということで、こちらの(10)。環境管理についても、賃貸借のほうの調達でもこちらを入れさせていただいておりまして、同じ条件を入れさせていただいているります。

○井熊副主査 直接こういう情報管理に携わらない人もいるかもしれないから、そういうのがもしいるのだったら、除外してあげたほうがいいかなというのと。少なくとも(12)は全員には必要ないのではないかなと思いますけれども、ちょっと御検討いただければなと思います。

○柏原補佐 承知いたしました。

○石堂主査 移行業務の記載とか、定常的な業務の記載とかということについてはいかがですか。

○柏原補佐 記載内容はちょっと不十分だと思いますので、こちらのほうも追記させていただきたいと思います。

○宮崎専門委員 通し番号の8ページに、不足があれば、必要な情報は閲覧できますよという記載があるのですが、そこが、従来の当該業務の調達仕様書などは閲覧可となっていまして、まさに切りかわる次期システムに関しても、今どこまで調達が進んでいるのか分からぬのですが、仕様書とか設計計画とか、何か消費者庁さんほうでお持ちのものがあれば、閲覧の対象にしていただいたほうが、この業務に参加しやすくなると思いますので、そこはちょっと御検討いただければと思います。

○柏原補佐 承知いたしました。

○石堂主査 従来の実施業務に関する情報の開示の部分ですけれども、16ページ以降のところですが、今回、この資料で御説明いただいたように、大幅に変わるわけですね。そうすると、16ページの従来の実施に要した経費のところに数字が載っていて、その下に文言で、これとこれとこれは除外されますと書いてあるのですが、これではどのくらいの金額が除外されるのかというのは、現行やっている業者は非常に隅々までよく分かって、新規に見る人は分からぬのではないかという気がします。

○平川係長 こちらには、御説明分かりやすくと申しますか、現行から外れるというか、もう一つの調達のほうに記載させていただいているのですが、今回の運用の調達は、通常、現行の運用事業者もそうでない事業者の方も、仕様なりを見て積算をされるのかなという認識でおります。

○石堂主査 要は、こここの開示は、過去どういうことをやったかでもって、自分たちがこれから入札に参加しようとするものはどういうものであるかを見るための開示ですから、今回、今までと変わるのであるから、変わった後どうなりそうかが出てないと本当は意味ないと思うんですね。それが、この開示では不十分なのではないですか。特に、今受注している人は隅々分かって、その意味では非常に有利になってしまふのではないかと思います。

○平川係長 こちら（委員限り【参考】）も併せて表示をしても。

○石堂主査 この表で、24年度の6,300万ですか、それぞれがどれくらいのものなのかなといふことも書いてあれば、それは簡単だと思います。それが難しいのであれば、どこまで開示できるかだと思います。いずれにしても、16ページの開示は、そういう意味で非常に不十分ではないかなと思います。

○小尾専門委員 18ページの作業時間を見れば、大体予想はつくというふうに理解してよいのでしょうか。

○平川係長 正直なところ、この記載の業務別の実績として積算をしたことはないので、これは通常するのですか。おっしゃられます、こちらから積算することはもちろん可能でございます。

○石堂主査 若干意地悪な言い方になるけれども、消費者庁さんも積算したことがないと言うと、実際にやっている受注業者だけが知っているのではないかという気さえしてくるのですね。

○平川係長 今申し上げたのは、実績としてです。

○石堂主査 要するに、区分けごとの数字はないをおっしゃるわけでしょう。それは実際に受注してやっている業者は、どこに幾らの金がかかるかというのは非常によく分かる話ではないかと思います。

○柏原補佐 運用業務ですので、基本的には人が動く時間が、その金額に相当されるというふうな理解でいます。ですので、別紙2にグレーの枠組みの今回の対象の範囲にかかっている人別の工数がありますので、その部分は、各事業者様の自らお持ちの人日単価と申しますか、そういったところを想定されれば、ある程度は想像できるかなと考えております。

○石堂主査 そういう意味では、16ページの従来の実施に要した経費の金額は金額で、これは実績ですからこの金額でしょうねけれども、それを時間であらわせば、従来のこれのどこにどのくらいの時間がかかっていることの積み上げでこういうお金になっているのですよということを、1の下の文言だけで書いているところに示していただくというようなことですかね。

○井熊副主査 今この業務で、移行期の運用を委託するという難しいことをやられているのだということをちゃんと認識されたほうがいいと思うんです。そのときに、これを見れば分かることは分かるでは、多分、誰も新しい人は参加してこないとと思うんですよ。例えばここのヘルプデスクとこっちのヘルプデスクは、大体業務が同じなのかどうかとか、そういうところも含めて、移行の過程をきちんと分かりやすく説明してあげないと、これは現行事業者しか見積もないという状況になってしまふと思うんですね。そのところをきちんと体系的に移行の過程がこういうふうになっていって、ここの彼らはこっちの彼らぐらいになるとかというのが分からないと、新しい事業者さんは入ってこないとと思うんですよ。そういう丁寧な説明が必要なのではないかなと思います。

○早津専門委員 基本的なところを教えてほしいのですけれども、別紙2の下の運用支援担当1～6とかありますね。24年度が1～5は、どこに書いてあるのですか。技術者別というところ、これは何を示しているのでしょうか。

○平川係長 これは実績でございますので、それぞれのリーダーとか、実際にやっていた方の人別になっています。

○早津専門委員 これは1だとすると、どこが1なんですか。

○石堂主査 担当1というのは、どこと符合するんですか。この資料の中のどこがそれに該当するんですか。

○早津専門委員 数字の合計は同じなので、何か別の観点から整理しているのですね。この下の表の整理の基準が、これをぱっと見て分からなかったので、教えてほしかったのです。

○関根専門委員 言いかえれば、5人なり6人が上の区分のそれぞれどれかを担当していることがあるのか、それとも、6人でいろいろな業務を担当しているのか。後者であれば、マトリックスになっているので分けられないという話になると思います。

○平川係長 後者のほうです。

○早津専門委員 後者というと、何になるのですか。

○平川係長 上段のくくりの運用支援業務の作業時間実績一覧表にある業務を、その下の技術者別作業時間実績一覧の1～6の人が全部携わってやっています。

○早津専門委員 そういう意味ですか。これが書かれると、何かが分かるのですか。これは、上と下で照らし合わせると何かが判明するから、2つ書いてあるのかなと思っていたのですけれども、そういうわけではないのですか。

○平川係長 照らし合わせると何かという表にはなっておりません。

○早津専門委員 下は、何が分かる表という理解をすればいいのですか。1の人がよく働いたとか、そういうことですか。

○平川係長 いいえ。

○大山専門委員 多分、ある程度できる人が、この月はこれぐらいで済んでいるというのが分かって、逆に、それをやるためにには、これだけ上の業務が分からないとだめという、多分そういうことになるのではないかと思います。

○関根専門委員 あと、6人いるときと3人で済むときがあるとか、そういうことは分かると思いますね。何人用意すればいいのか、常に6人必要とは限らないということかと思います。

○大山専門委員 多分、人数がいっぱいいるときは一気に来ているというのが、そういうのは分かりますね。

○早津専門委員 分かりました。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

○小尾専門委員 今回の業者は、従来の現行ネットワークシステムの運用管理もするわけ

ですが、65ページに、「現行のネットワークシステムで使用されている運用管理ツールを利用した1年以上の運用経験を有する者を1名以上含めること」となっているのですけれども、このツールは、ここで開示されてないから分からぬのですけれども、一般的に使われているものですか。

○平川係長 一般的に使われているものです。

○小尾専門委員 ごく一般的なものですか。

○平川係長 そうです。

○小尾専門委員 分かりました。

○石堂主査 ほかはよろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かありますか。

○事務局 御審議ありがとうございました。

御指摘にありました、移行に関する記述が余り書かれてないこと、経費の解説が分かりづらいあとは、共同事業体の参加資格については、再検討していただくというようなことになると思います。

修正案の協議ができましたら、委員の先生方にメールで御承認をいただくことになると思います。

○石堂主査 ただ、今回、結局、御説明を伺いますと、今までと業務内容、業務量が大きく変わるというところが非常に大きな点として1つありますし、もう一つは、次期システムへの移行業務について、委員からも御指摘があったように、余り具体的に書かれていないというところ、これは要項としてかなり要素的な部分だと思いますので、私、主査としては、再度の審議を実施したいと思います。これらの要項について、もう一度見直しをした上で、再度、小委員会にかけることにいたしたいと思います。

消費者庁におかれましては、本日の審議結果を踏まえて、必要な修正を行うようにお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項等ございましたら、事務局にお寄せいただきますようにお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（消費者庁退室、財務省入室）

○石堂主査 続いて、財務省の「民間給与実態統計調査」の実施状況及び事業評価（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、財務省国税庁長官官房企画課加藤課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○加藤補佐 国税庁長官官房企画課の加藤と申します。

お手元にあります民間給与実態統計調査の概要と、民間給与実態統計調査の作業のフローチャートを示した資料を用いて説明させていただきます。

「民間給与実態統計調査」は、昭和24年分から実施している調査でございまして、統計法上の基幹統計調査の1つとなっております。全国で約350万か所ある民間事業所のうち約21,000か所をサンプルとして調査し、その中で、約30万人の給与所得者について、データを取って調べております。

スケジュール的には、12月31日時点の状況ですので、翌年1月から調査を実施して、9月末に公表という予定でやっております。

調査方法の流れについては、フローチャートをごらんになっていただくことになると思いますが、これについては、適宜、実施状況等を御説明する際に言及させていただきます。

実際の民間給与実態統計調査の利用状況ですが、財務省主税局において、租税収入の見積りとか、各種税制改正等の基礎資料、又は、内閣府の『男女共同参画白書』の基礎資料等としても用いられております。また、民間においても、各種給与基準の資料等に利用されているようでございます。

続きまして、実施状況について説明させていただきます。お手元の「民間給与実態統計調査の実施状況について」を御参照ください。

本統計調査については、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を行いまして、平成23年から25年の3年間分の調査について外部に委託しております。委託の内容については、こちらのフローチャートの「民間委託の対象業務」と書いてある四角で囲っている部分、調査票等の印刷から一連の流れを経て、調査票データファイルの作成、国税庁に納品するまでという一連の業務を民間事業者に委託しております。

今回の委託については、23年8月に開札が行われ、凸版印刷株式会社が落札し、事業を実施しています。

実施状況の中で、「業務遂行に当たり確保されるべき質の達成状況及び評価」ですが、1ページ目一番下ですが、3点の達成状況と評価について述べさせていただきます。

最初の、あらかじめ国税庁の了解を得た作業方針、スケジュール等に沿った業務実施が行われたかという点につきましては、業務委託の初年度については、税法についてある程度高度な知識が必要だということと、オンライン調査等周辺業務の理解に時間を要したということで、問い合わせ・苦情対応等マニュアルの作成が、当初完成予定から3週間ほど遅れて1月頭に完成と、ちょっと遅れたということがございます。ただ、これについては遅れたのですが、そのことでオペレーターの研修等に支障が生じることはございませんでした。

同じく、業務委託の初年度につきまして、審査を行うために、受託事業者がシステムを構築しようとしていたのですが、これについても3週間ほどの遅れが出て、実際の疑義照会が2月にずれ込むということがございました。ただし、次年度の平成24年については、前年の反省を生かし、スケジュールどおりの1月末には疑義照会を始めることができました。前年からは3週間ぐらい早く疑義照会を始めることができたということになります。

次の問い合わせ・苦情対応等については、受託事業者がフリーダイヤルを設置しており

ます。基本的にはマニュアルに沿った対応をこちらから指示しておりましたが、2年目の24年分については、一部マニュアルに沿った対応ができていないということがございました。こちらについては、直ちに、受託事業者に改善を指示し、適切に対応をしていただきました。問い合わせ等にかかる受電率ですが、23年が77%、24年が86%と、おおむね良好であったと考えております。

最後の有効回答率につきましては、いずれの年も目標の有効回答率をクリアしています。調査票の提出期限は毎年2月末に設定しているのですが、提出状況や不備のある調査票の補正状況が思わしくないことが多く、達成のために調査票の改善やオペレーターの追加等を行ってきました。

ただ、有効回答率を達成するのは、後ろにずれ込んでしまうことがありますので、来年においては、早期に目標の有効回答率を達成するために、オンライン調査を重視、PRした調査を行うことを考えております。

続きまして、「実施経費の状況及び評価」ですが、平成19年度に国税庁が調査を実施した年について見ますと、約3,660万円の費用がかかっておりました。3年分で約1億980万円となる計算になります。他方、今回の委託費について見ますと、3年分で6,993万円ということになります。比較すると、差引き3年間で約3,987万円の費用削減になっているということになります。

以降、「実施状況」につきましては、後ろに表及びデータをつけてございますので、こちらをごらんになっていただくということで、割愛させていただきます。

以上、まとめといたしましては、当事業は、全階層について有効回答率を達成しているということ。各業務についても、最初の年度は問題もあったのですが、その後、適切に対応し、順調に行われていることから、次期においては、新プロセスへの移行を許可いただき、事業を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。説明は5分以内くらいでお願いします。

○事務局 それでは、資料Dに基づきまして、評価（案）について御説明させていただきます。

まずI番の「事業の概要」ですけれども、こちらは先ほど御説明がありましたとおりでございますので、割愛させていただきます。

続きまして、2ページ目一番上の「受託事業者決定の経緯」でございます。入札参加者は8者ございまして、いずれも入札参加資格を満たしておりました。このうち6者が予定価格の範囲内であったため、この6者について総合評価を行い、落札者を決定しております。

続きまして、「評価」ですけれども、まず、有効回答率について、実施結果はこちらの

表のとおりでございます。有効回答率は平成23年及び平成24年のいずれの年においても、全ての階層において目標を上回っており、確保すべき質は達成されたものと評価しております。特に、小規模階層である「第1層」及び「第2層」においては、目標を4ポイント以上上回る結果を得ており、高く評価できると考えております。

続きまして、イの「作業方針、スケジュールに沿った業務の遂行」でございます。こちらの実施状況については、先ほど御説明いただいたとおりでございまして、「評価」においては、個々の工程において遅延が発生した業務もあったものの、全体としてはおおむねスケジュールどおりに進められており、また、発生した問題も翌年には対応していることは評価できると考えております。

ウの「問い合わせ・苦情対応」でございます。こちらの実施状況も、先ほど御説明いただいたとおりでございまして、評価としては、スーパーバイザーの交替により、一部苦情につながる場面はあったものの、即座に、全オペレーターに教育マニュアルに基づいた適切な対応を行うように指示したことで、大きな混乱を防いだことは評価できる。また、照会対応件数について、前年調査の実績から、繁閑時期を考慮して柔軟に配置転換できる体制としたことや、処理時間短縮のため、よくある質問や回答をシステム上で選択できるようにしたことにより、対応件数、受電率ともに増加しており、評価できると考えております。

(2) の「実施経費」は、従来経費、約1億980万に比べて、今回の契約金額は約6,993万円となっておりまして、従来経費の約64%で実施されております。3年間で約3,987万円、年間1,321万円の経費を削減しております。

最後に、「評価のまとめ」でございますけれども、有効回答率においては、全ての階層において上回っており、目標を達成できたものと評価しております。また、スケジュール管理、照会等への対応業務において、初年度に問題の発生した事案が一部見られたものの、迅速に対応するとともに、次年度には効果的な改善策を実施し、成果を上げております。

実施経費についても、先ほど御説明させていただいたとおり、従来経費の約6割で事業を実施しており、年間約1,300万の経費が削減できたことは評価できると考えております。

なお、次期事業におきましては、本事業の実施状況を踏まえ、次の点を改善した上で、民間競争入札を実施することが必要であると考えております。改善点を2つほど掲げております。

1つ目として、スーパーバイザーの交替が今後も起こり得ることを想定し、スーパーバイザー及びオペレーターをモニタリングし、定期的に業務理解度を確認することにより、適切な照会対応を維持できる体制を整えること。

2つ目として、有効回答率の向上のため、必須項目の不備を提出前に解消できるオンラインや電子データでの提出を推奨することにより、疑義照会件数を削減することが必要であると考えております。

最後ですけれども、本事業は、良好な実施状況であることに加え、実施経費においても

削減されていることから、次期事業においては、新プロセスに移行した上で、事業を実施することが適当であると考えております。

説明は以上になります。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明内容について、実施状況及び評価（案）について、御質問・御意見のある委員の御発言をお願いいたします。

○井熊副本査 経費的に見ても、きちんと競争性も確保されていますし、それから、コスト面、内容的にもきちんとした目標を達成されているので、新プロセスへの移行に対しては、私としては異論はございません。

はじめ、少しうまくいかないようなところがあって、そこに対して対応策をとられたと。それはそれでネガティブにとらえるというより、ある意味では重要な大切なノウハウですから、それを次のこの事業に反映をするというようなことで、移行をしていただければなと思います。

以上です。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）等の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。